



第16号

昭和35年11月15日印刷
昭和35年11月18日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3-427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 3,072番

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006-6,481番

日本商工会議所通常会員総会における

足立会頭の挨拶

本総会を開催するに当り、まず、会員会議所の代表の方々がご多忙中にもかかわらず、かくも多数ご出席下さいましたこと対しまして、厚くお礼申しあげます。

さて、最近のわが国経済が、鉱工業生産の増加、雇用状態の改善、国際収支の黒字基調、物価の堅調などを通じて引きつづき順調な拡大発展の道を歩んでおりますことは、ご同慶に堪えないところであります。

こうした経済情勢のうちにあつて、政府はさきに向う三年間にわたる基幹的施策の大綱を明らかにした新政策を決定致しましたが、この新政策のうちでとくに注目されるのは、昭和三十六年度以降三年間に年率九%の経済成長を持続させ、今後十年間に国民総生産を二倍以上に引上げると表明していることでありまして、こうしたかたちでの公約の試みはかつてみられなかつたことで、その意義は高く評価されてしかるべきものと存じます。

新政策で表明された今後三年間の九%成長という数字については、各界でいろいろな論議がかわされておりますが私はその成長は現在のわが国経済の情勢からして十分可能であると考えております。すなわち、現在のわが国経済の実力は飛躍的に強化され、その結果、昭和三十四年度においては実質一七%もの経済成長をみせたばかりでなく、三十五年度においても一〇%以上の成長が見込まれるという状況になつております。しかも、わが国経済には成長に有利な条件がそろつております。企業における旺盛な投資意欲、堅調な動きをみせている消費需要、これら投資、消費需要をみたすべき十分な生産能力や豊富で勤勉な労働力などはいずれも九%成長を可能ならしめるに十分なものであるといえるであります。

しかしながら、九%成長は可能であるとしても、これを如何なるかたちで持続せしめていくかという点になると、そこには幾多の問題があげられます。

第一は、国際収支の均衡の問題であります。この問題については、貿易の自由化、産業構造の高度化に伴い、輸入の大幅な増加をみるのは当然予想されるところでありまして、このためにも輸出の伸長には従来にもまして力を注ぎ、国際収支に赤字をもたらすことのないよう努めることが必

要であると存じます。

輸出の伸長をはかるためには、いうまでもなく、産業の国際的競争力を培養することとあいまつて、経済外交の推進、海外経済協力の促進、ブランド輸出の増進、市場開拓などの施策をさらに積極化する必要がありますが、これと同時に、貿易の自由化をすすめるためには、関税制度の合理化、不正競争の防止などにも大きな努力が払われなければなりません。また、貿易の自由化ということは、従来^の貿易為替管理体制の中できづかれた経済秩序を打破つて、新しい秩序をつくりあげてゆくということを意味しているのではありませんから、その過程でおこる過渡的な摩擦にも十分に対処する用意がなければなりません。

一方、国際収支の改善をはかるためには、観光事業、海運等の振興についてもさらに力を注ぐ必要があります。とくに、観光事業の振興は、その将来性からして極めて重要でありまして、このためには、観光資源の開発、確保、観光施設の整備等をはかるばかりでなく、ひろくわれわれ国民の公衆道徳の涵養、外客に対する応対態度の改善などの点にも意を用いる必要があります。

第二は、物価の問題であります。

物価については、現在の余裕ある生産力や昨年来の経済成長と物価の動きなどの点からみて、今後、経済を高度に成長せしめてゆくからといって、ここ当分の間は卸売物価が上昇を示すというようなことは殆んど考えられないと存じます。しかし、新政策の実施過程で資本蓄積が足りないからといって公債政策でこれをカバーするというようなことを致しますれば、心理的にもインフレを誘発するおそれがありますので、この点についての十分な注意が肝要と存じます。

なお、最近、小売物価と消費者物価の上昇がかなり目立ってきておりますが、これは、決してゆるがせにできない問題であると存じます。小売物価、消費者物価の値上りの中心をなしているものは、いまのところ、食料品価格と風呂、理髪、クリーニングといったようなサービス料金となつておりますが、いうまでもなく小売物価、消費者物価の値上りは国民生活に直接ひびいてくるものでありますから、

生鮮および加工食品の増産、または輸入の措置を講ずるとともに、不合理な値上りについては、速かにこれを抑制するよう努めることが必要であると存じます。

第三の問題は、大企業と中小企業との間における生産性賃金の著しい格差の存在にみられる二重構造を、新政策の実施過程でどのように解消していくかという問題であります。この問題について新政策がどのような方法を考へていくかは明白ではありませんが、この問題をできるだけ早期に解決するという事はなかなか容易なことではありません。例えば、大企業と中小企業間の生産性の格差をできるだけ早い速度で解消してゆくためには、資金的措置の面だけでなく莫大なものを必要と致します。したがって、この問題については、政府がこれに関する基本的な対策を樹立し、相当の決意をもつてこれを実施されることを望んでやみません。

なお、これに関連してとくに考慮を要することは小規模事業の問題であります。小規模事業に対する対策を考慮のそとにおいては、中小企業全体の格差解消の問題もその実を發揮できないこととなりますので、これが対策の強化について十分の考慮を必要とする事はいうまでもありません。われわれ商工会議所においては昭和九年以来引きつづき小規模事業に対する施策を講じてきていたのでありますが、「商工会の組織等に関する法律」の施行に伴い、この際従来の施策の繰をいよいよ強化して参らなければならぬと存するのであります。

以上申しあげたような問題はありますが、政府が今回の新政策において経済の高度成長の目標のもとに、減税、公共投資、社会保障を三大政策としてとりあげたことは、国民に大きな期待と希望を持たしめるものであつて、まことに当を得たものと存じます。

国民の租税負担がなほ過重な状態にあることは周知のところでありまして、その負担の割合を国民所得の二〇%の線にまで引下げるといふことを、減税の基本方針とすることの必要性は、ここに云々するまでもありません。

公共投資は、道路、港湾、鉄道等の輸送施設、工場用地工業用水、排水、住宅など多くの面で著しく立ちおくれしており、それが今後の経済の高度成長の大きな阻害要因となるおそれのあることは、これまた周知のところでありましてこれらの公共投資を拡充強化することは、その経済効果の面からみても、是非推進していかねばならないのであります。

また、社会保障の充実については、周到な計画のもとに経済の成長、国民所得の増大とみあつてこれを推し進めていくというのが、最も当を得た方法であるといえましよう。

これを要するに、わが国経済を今後の三年間に年率九%の線で伸ばしていくことは可能であるけれども、これが実現のためには多くの問題がありますことは、さきに述べました通りであります。したがって、今後の政府の果すべき役割はますます重きを加えてくると存じますが、それと同一

時に、われわれ商工会議所関係者の使命もまた、極めて重かつ大となつてくるものと存じますので、今後とも各位のより一層のご協力を願つてやまない次第であります。

ここに所懐の一端を申し述べて、本日の通常会員総会のご挨拶と致す次第であります。(昭和三五・九・二二)

栃木県商工会議所

連合会会頭会議

日時 昭和三十五年九月八日 午後一時三十分

会場 宇都宮商工会議所第三会議室

出席者 (足 利) 長竹副会頭、半田局長

(日光地区) 星副会頭、君島局長

(那 須) 小倉専務理事

(小山区) 関分専務理事

(真 岡) 竹村会頭、川田局長

(栃 木) 石川専務理事

(佐 野) 吉沢会頭、小林局長

(宇 都 宮) 上野会頭、藤生専務理事

会議内容

1. 報告事項

イ、茨城、栃木県商工会議所交流会議における決議事項について

ロ、栃木県商工団体連絡協議会について

右は同規約案により幹事五名選出については、宇都宮、栃木、那須、足利、真岡を選任することに決定

2. 協議事項

イ、国民金融公庫佐野支所設置運動に関する件

右は請願書を栃木県知事並に同議会議長宛に、陳情書を大蔵大臣、大蔵省銀行局長、国民金融公庫総裁等宛提出のことに決定

ロ、栃木県対ガン協会運営協力に関する件

右は協力につき全員了承

ハ、宇都宮工業短期大学設置期成同盟に関する件

右は協力につき全員了承

ニ、尾崎記念会館建設寄附に関する件

右は近県の状況を検討の上決定することに全員了承

昭和三十五年九月 日

(請願先)

栃木県知事 横川信夫 殿

栃木県議会議長 福田新作 殿

栃木県商工会議所連合会

会長 上野 小 七

国民金融公庫佐野支所設置推進方請願の件

先般来佐野市、佐野商工会議所を始め関係市町村、各実業団体が上記国民金融公庫の支所を佐野市に設置方につき真摯なる運動を続けておりますことは御高承の通りで御座

いまして、梶木当局におかれても之が要望に応え格別の御力添えを賜っておりますことは誠に感謝に堪えないところで衷心御礼申上ぐる次第で御座います。

当連合会と致しましても、県南各地中小企業者の金融の便益を思う時一刻も早く之が実現を冀うて止まざると共に所期の目的達成に邁進致す所存で御座います。尚一層強力なる運動を要するものと思料せられますので、今後共特段の御協力を賜ります様、茲に請願申上ぐる次第で御座います。

昭和三十五年九月 日

(陳情先)

大 蔵 大 臣 水田三喜男殿
大蔵省銀行局長 石野信一殿
同 特別金融課長 近藤道生殿
国民金融公庫総裁 中村建城殿

梶木県商工会議所連合会

会長 上野 小七

国民金融公庫佐野支所設置方陳情の件

国民金融公庫におかれては夙に本県宇都宮市に支所を開設下され支所長以下職員のため御指導と御努力によりその御融資額も多額に上り、県内中小企業特に小規模事業者の企業発展と一般県民の福祉増進に多大の御貢献をなされて居りますことは、県民の等しく知る処で、茲に深く敬意を表するところで御座います。

御高承の通り、本県の産業経済の重点は、県南地区、即ち栃木市、佐野市(安蘇郡)、足利市(足利郡)におかれ、輸出向、国内向織物の生産を始め石灰、鋳物、粘土瓦、木材加工、履物、その他機械工業等多種に涉り、日夜その生産に励んでおり、県生産額の大半がこの地区に負うて居ります。様の次第にて、国民金融公庫支所を、県南地区に設置方については、数年來熱望致しており、この度の政府の施策であります貿易の自由化に対処する重要な要件として、中小企業金融機関の拡充が第一に上げられ、先般来地理的並に産業分布の状況を勘案して隣接足利市、栃木市との会議の結果、佐野市に国民金融公庫支所設置方の意見の統一を見、地元佐野市並に周辺関係市町村、各実業団体に於て、御当局に対し之が実現方につき熱心なる御要望を申上げております。様の次第で御座います。

当連合会過般の県内会議所会頭会議に於いて、本件を上程致しました処、満場の賛成を得ましたので、茲に国民金融公庫佐野支所を早急に設置せられます様、深く要望する次第であります。共に設置後の支所運営につきましては、微力乍ら能う限りの御協力を申上ぐる所存で御座います。

何卒本件に関し特段の御高配を賜ります様、県内会議所を代表して、茲に陳情申上ぐる次第で御座います。

「梶木県商工団体連絡協議会」生まる

梶木県商工会議所連合会、梶木県中小企業団体中央会および梶木県商工会連合会の三団体が、中小企業発展のため連絡を密にする連絡協議会結成については、予て密々協議中であつたが、九月二十六日関係者多数宇都宮商工会議所に会同、次の規約および役員を決定して、目出度く誕生した。

梶木県商工団体連絡協議会規約

第一条 本会は、梶木県における中小企業の振興発展に資するため、商工関係諸団体が相互連絡協調をはかることを目的とする。

第二条 本会は、梶木県商工団体連絡協議会と称する。

第三条 本会の事務所は、宇都宮市旭町一丁目宇都宮商工会議所内に置く。

第四条 本会は、梶木県商工会議所連合会、梶木県中小企業団体中央会及び梶木県商工会連合会を以て組織する。

第五条 本会は、第一条の目的を達成するため、左記の事業を行う。

1. 中小企業振興に関する共通問題の研究、討議
 2. 会員共通事業の調整並に協力提攜
 3. 行政庁に対する建議、陳情等の共同行為
 4. その他相互連けいを必要とする事業
- 第六条 本会に左記の役員を置く。

会 長 一 名
副 会 長 二 名
幹 事 若干名(内三名は常任幹事)

役員は、会員団体の役員の内から選出する。

第七条 役員任期は二年とする。但し補欠のため選任された役員任期はその前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参予を置くことができる。

第九条 会議は、会長が召集し議長となる。

第十条 本会の経費は、会員三団体の分担とする。

(附 則)

本規約は、昭和三十五年九月二十六日より実施する。

○役員

会 長 横倉 正吉 梶木県中小企業団体中央会会長
副会長 上野 小七 梶木県商工会議所連合会会長
同 森 清 梶木県商工会連合会会長
常任幹事 藤生 善之助 宇都宮商工会議所専務理事
同 高柳 武男 梶木県中小企業団体中央会専務理事
同 金子 武 梶木県商工会連合会専務理事
幹 事 一 二 名
顧問 横川 信夫 梶木県知事
同 佐藤 和二郎 梶木県市長会会長
同 高塩 三郎 梶木県町村会会長
参 与 中川 晃 梶木県商工労働部長
同 篠原 正 梶木県商工労働部商工課長

新規加入会員の御紹介

酒類	今泉町一〇六二	小林 充子
洋品	塙田町二二一	鈴木養之助
酒類	戸祭町二〇二三	神保輝政
製菓	西川田町一二七七	(有)中川製菓
証券	大町一五四	日東証券株字都宮支店
帽子	江野町三一八	高野 昭三
メリヤス	一条町一一五六	立原貞三
鮮魚	戸祭町一四八八	(有)魚敏商店
金物	上河原町五六四	(有)万屋金網店
ガソリンスタンド	一条町一六三	(有)矢野商店 宇都宮支店
人造真珠	新宿町四〇九	小峰 正敏
クリーニング	泉町二九一二	(有)柿沼商店
写真	旭町一ノ三五一五	三光館 富田香路
ブラッシン	宿郷町二二六	駒田 芳郎
ボンブ	川向町七六〇	中村 忠司
花火	川向町七五八	鈴木 藤一
家具	池上町三〇二八	丸定商事(株)
電気器具	吉野町一ノ四六	(株)樋口商店
メリヤス	花房町一八〇三	林 栄 宣
食料品加工	鑑山 町	加藤 勇
精密機械	御幸町六八	(有)金沢製作所
自転車	中河原町九五四	村上 亀次
紙器製造	宿郷町一八三	(有)東洋紙器製作所
清涼飲料水	築瀬町三〇七ノ九	上沢 タケ
薬局	塙田町二八五	川 俣 豊
中華製麺	清水町三九二	蕪木 良一
木材	今泉町四六九	(有)丸田材木店
鮮魚	大寛町二一六〇	(有)魚繁商店
硝子	上河原町五五三	(株)藤井金三郎商店
軽自動車	松ヶ峯町一四四五	ヒカリモーターズ(株)
損害保険	旭町二の三四二二	東京海上火災保険(株) 宇都宮営業所
牛乳	小幡町五の云々	石井 三郎
酒類	戸祭町一一一九	福田 太一
ゴム製品	日野町三四	(有)近江屋
写真	押切町八六〇	宇都宮アサヒ販売(株) オリエンタル写真館
	塙田町二九七	鈴木代々栄
	中河原町九三七	(有)岡田写真館

(以上十一月十日現在分)

関東商工会議所連合会 幹事会

日時 昭和三十五年九月十七日午前十一時
 会場 東京銀行クラブ第二会議室
 出席 当所より藤生専務理事出席
 協議事項
 一、関東地方観光土産品評会開催計画について

- 二、日商第十二回通常会員総会提出議案について
 イ、観光ルート通路整備促進に関する要望
 (東京商工会議所提案)
- ロ、中小企業退職金共済法改正について要望
 (千葉県商工会議所連合会提案)
- ハ、設備近代化融資増額について要望
 (静岡商工会議所提案)
- 三、第三回関東商工会議所連合会総会開催について
 四、退職専務理事餞別金贈呈について

第三回関東商工会議所連合会総会

日時 昭和三十五年十月二十一日
 会場 静岡市産業会館
 出席 当所より藤生専務理事出席
 協議事項

- 一、昭和三十四年度事業報告について
- 二、昭和三十四年度決算について
- 三、昭和三十五年度予算について
- 四、役員選任について
- 五、関東地方における経済力の総合的強化に関する要望
 (東京商工会議所)
- 六、商工名鑑の規格及び内容分類の標準化に関する件
 (千葉県商工会議所連合会)
- 七、産業労働者住宅建設に関する件
 (静岡県商工会議所連合会)
- 八、小規模事業指導用器材購入の場合の免税措置に関する件
- 九、設備近代化資金国庫補助金の増額に関する要望
 (追 認)
- 十、中小企業の雇傭難対策について
 (群馬県商工会議所連合会)
- 十一、観光ルート道路整備促進に関する要望
 (追 認)
- 十二、政府補助金等の交付を実状にそつよう取計らうよう要望の件
 (群馬県商工会議所連合会)

日商だより

第二回中小企業委員および労務特別委員合同委員会

日時 昭和三十五年九月二十一日 午後一時〜五時
 会場 東京産業会館六階会議室
 出席 当所より藤生専務理事出席
 協議事項
 1. 最低賃金に関する件
 2. 中小企業対策に関する件
 3. その他

第一二回通常会員総会

日時 昭和三十五年九月二十二日 午後一時
会場 ホテル・ニュージャパン
出席 当所より藤生専務理事出席
報告事項

1. 昭和三十五年三月～八月業務概要報告
2. チリ地震津波災害義捐金に関する件
3. 昭和三十五年貿易振興運動に関する件
4. 第三回全国推奨観光土産品発表会に関する件
5. その他

第一二回表彰 議 事

- 議案第一号 昭和三十四年度事業報告の件
議案第二号 昭和三十四年度経費收支決算報告の件
議案第三号 日本商工会議所議員選任規則改正に関する件
議案第四号 税制改正に関する件
議案第五号 政府関係中小企業金融機関の下半期貸出枠増大に関する件
議案第六号 観光事業金融公庫（仮称）設立方要望の件
議案第七号 日商の新築記念事業として会社史に関する専門図書館設置の件
（奄野商工会議所提案）

- 議案第八号 小売商業調整特別措置法強化を要望の件
（鹿児島商工会議所連合会提案）
議案第九号 繊維製品の品質表示励行につき要望の件
（鹿児島商工会議所連合会提案）
議案第十号 観光ルート道路整備促進に関する要望の件
（関東商工会議所連合会提案）

- 議案第十一号 設備近代化資金国庫補助の増額に関する要望の件
（関東商工会議所連合会提案）
議案第十二号 中小工場技能工の技術再訓練施設設置に関する件
（八戸商工会議所提案）
議案第十三号 未開発地方中小企業振興対策樹立要望の件
（鳥取県商工会議所連合会提案）

- 議案第十四号 中小企業信用保険公庫並びに信用保証協会の基金増額要望の件
（鳥取県商工会議所連合会提案）
議案第十五号 中小企業退職金共済法の改正に関する件
（船橋商工会議所提案）
議案第十六号 工業地帯の開発整備と工場用地および工業用水の確保に関する件

◎右通常会員総会の開会に先立ち、同日同会場において

第六九回常議員会および第二六回議員総会が開催されたが、報告事項、議案とも会員総会と大体同様につき本紙掲載を省略します。

第七〇回常議員会

日時 昭和三十五年十月十九日 午後三時～五時
会場 東京産業会館
出席 当所より上野会頭出席
報告事項

- 一、昭和三十五年九月業務概要報告
 - 二、貿易委員会よりの報告
 - 三、観光委員会よりの報告
 - 四、その他
- 協議事項

- 一、昭和三十五年度会費減免に関する件
（チリ津波災害、釜石）
- 二、低開発諸国に対する経済協力推進に関する件
- 三、第一回全国絵はがきコンクール開催ならびに審査表彰に関する件
- 四、新観光土産品審査ならびに表彰基準に関する件
- 五、中小企業の機械設備の特別償却に関する件
- 六、次回常議員会開催日の件
- 七、その他

税制改正に関する要望

経済の順調な発展に伴って本年度および来年度の租税収入は相当の自然増加が見込まれる現況からみて、税制を改正し国民の税負担を軽減することは、最優先に取り上げらるべき政策であると考えられる。よって税制改正に関し左記の意見を具申し、国会ならびに政府にその実現方を強く要望する次第である。

記

基本方針

1. 国税地方税を通じた総合税負担は、国民所得の二〇％以下に止め、二〇％をこえる部分はこれを減税に充てることを基本方針とすること。
 2. 貿易為替の自由化に対応して、企業の体質改善を促進し、国際競争力を増強するための企業課税の軽減、ならびに国民生活の安定向上をはかるための所得税の軽減に重点をおくこと。
 3. 固定資産耐用年数の短縮および所得税の減税は本年度内に実施されたい。
- 具体的事項
- 一、企業課税について
 1. 国際競争と技術革新に対処し企業の自己資本充実、体質改善を促進するために、固定資産耐用年数の大中短縮は最も重点的にとり上げらるべきである。耐用年数の短縮はここ数年の懸案であるから、これ

が実施は本年度内において行うこと。

中小企業の設備近代化が非常に立遅れている現状にかんがみ、中小企業の新規設備に対する特別償却制度を認め、その近代化を促進すること。

2. 配当課税については、受取配当における控除および益金不算入との関連を慎重に考慮しつつ支払配当一部損金算入、増資配当免税について十分検討を行うこと。

3. 同族会社の留保金に対する特別課税は、これを廃止すること。

4. 法人税の普通税率、軽減税率ともに三%ずつ引下げかつ軽減税率の適用範囲を所得三〇〇万円に引上げること。

二、租税の特別措置について

貿易為替の自由化に対処し、資本の蓄積、輸出の振興を図り技術革新に対応するため、輸出所得の特別控除、輸出損失準備金(復活)、価格変動準備金、重要機械等の特別償却、利子所得に対する特別措置等は存続改善すること、なお交際費に関する特別措置はこの際廃止すること。

三、所得税について

1. 所得税の負担軽減をはかるため、基礎控除、扶養控除給与所得控除の引上げを行い、標準世帯の年取四〇万円以下を非課税とすること。

2. 専従者控除を白色申告者にも認め、青色申告者に対してはその控除額を一二万円に引上げること。

3. 中堅所得層以下に対する税率を緩和すること。

四、地方税について

1. 事業税 事業に対する課税は、法人税、所得税、住民税、固定資産税等の外にさらに事業税が加わり、非常な重圧となつているので、事業税の税率を個人法人ともそれぞれ二%引下げること。

2. 住民税 課税方式の統一を希望するが、実質的な負担増加とならないよう配慮すること。

3. 電気ガス税 電気ガス税は、消費税として不適当な税であるので、これを廃止すべきであるが、地方財政の現状からみて直ちにこれを廃止することが困難である場合は、電気ガス税の税収額を現在の限度に止め、今後これを超過する分は本税の減税に充当すること。

政府関係中小企業金融機

関の下半年貸出枠増大に

関する要望

中小企業の資金需要は、生産、販売の増加をはじめ、設備近代化の実施の必要などから、著しく増大しているのがあるが、中小企業に対する一般市中金融の減少傾向も加わつて、その資金繰り困難の状態は漸く顕著になりこのまま

工具と鋼材



Miyajimacho Utsunomiya

TEL. 3.726・6.021

に推移するにおいては金融繁忙期である年末においてその資金事情は一段と悪化するものといわねばならない。よつて、国会および政府においては、中小企業が直面している資金事情に対処して、政府関係中小企業金融機関の第三年末、第四・四半期における貸出枠の増大について速かに左記事項の実現をはかり、中小企業金融対策の推進に格段の考慮を払われるよう要望する次第である。

記

1. 中小企業金融公庫の昭和三十五年度の貸出枠は七一七億円と予定されているが、同公庫に対する資金需要の増大から、第一、第二・四半期においてすでに前年同期を一二%上回る三三九億円の貸出(災害関係分を除く)を行なつており、現在の資金量からすれば、チリ津波その他の災害関係の貸出増加もあり、同公庫の第三、第四・四半期の貸出枠は前年同期(災害関係分を除く)程度の額しか確保できない状態であるので、速かに予算の補正または、弾力条項の発動により同公庫に一五〇億円の財政投融资の増額をはかり、その第三、第四・四半期の貸出枠を確保すること。

2. 国民金融公庫の第一、第二・四半期の貸出も、同公庫に対する資金需要の増大から、前年同期を一二%上回る四八四億円の実績(災害関係分を除く)を示しており、現在の資金量からすれば同公庫の第三、第四・四半期の貸出枠は、これまた前年同期(災害関係分を除く)程度の額しか見込めない状態であるので、同公庫についても中小企業金融公庫と同様の措置により一二〇億円の財政投融资の増額をはかり、第三、第四・四半期における同公庫資金の需要に対処すること。

3. 商工組合中央金庫の第三・四半期(年末)の資金事情は、中小企業に対する一般市中金融の状況を反映して一段と資金需要の増加、貸付資金の不足が見込まれるので、同金庫の第三、第四・四半期における貸出の円滑をはかるため同金庫に対して一五〇億円の財政融資(債券引受)の増額

をよめること。

3. 政府は1.および2.の工業地帯を選定し、関係地方団体、

をはかること。
なお、右政府関係中小企業金融機関の貸出枠の増大とともに、これら金融機関の貸出金利の引下げを実施すること。

観光ルート道路整備促進 に関する要望

わが国観光事業は経済の予想外の成長と民生の安定、加えて海外よりの来客の激増に伴つてますますその重要性を加えつつあるが、ことにわが国、国民大衆の旅行熱も年々盛んになり、また国際航空路にジェット機が就航し、一九六四年には待望のオリンピック大会が東京で開催される等の情勢に鑑み、いまこそ本格的な観光事業を推進するにはまたとない好機と思われる。

この秋に当り重要観光道路の整備促進を図ることは、各観光地の間を立派な道路によつて直結することにより、有機的な観光事業を振興するばかりでなく、各地方の産業の発達を促進する産業道路の開発ともなり、ひいてはその地域の総合的な経済発展に寄与するものである。またこの観光ルートの道路整備に併せて、沿道修景、路傍休憩施設、道路標識、駐車展望施設等の道路付帯施設ならびに利用施設等についても特に整備を図る必要がある。

政府はさきに新経済政策の中の重点施策の一つとして、公共事業投資をかかっているが、このうち特に、道路整備計画については前項の重要性も十分加味され、これを強力に推進されるようここに強く要望するものである。

工業地帯の開発整備と工場用地および工業用水の確保に関する意見

国民所得の倍増を目指し、産業とくに工業生産の伸長、産業構造の高度化を達成せんとする上において、工業地帯の計画的効率的な開発整備と工業の地方分散を行い、地域格差の縮小による経済の均衡ある発展をはかることは、今や一日もゆるがせにすることのできない重要問題であるといわねばならない。

よつてここに、工業地帯の開発整備と工場用地および工業用水の確保に関する左記の意見を開陳し、その実現方について国会ならびに政府の深甚な考慮を要請する次第である。

記

1. 鉄鋼業、石油精製業、化学工業等は港湾施設とほう大な工場用地が決定的な立地条件であるのにかんがみ、その発展に即応する相当巨大な臨海工業地帯を造成整備する。
2. 機械工業その他の工業については、それぞれの立地に適応する新工業地帯を造成整備し、地方の振興開発と農業労働の吸収による地域格差の縮小をはかる。

3. 政府は1.および2.の工業地帯を選定し、関係地方団体、経済団体の意見をきき、その地帯における工業の振興目標（十ヶ年）を定めるとともに、その目標に應ずる工場用地、工業用水施設等の造成整備計画を策定する。
4. 工業地帯における工場用地、工業用水施設等の造成整備を行わしめるため、工業地帯開発公団（仮称）を設立する。
5. 工業地帯開発公団は1.の臨海工業地帯の造成整備を中心として実施し2.の新工業地帯の造成整備についても地方公共団体等が施行困難なものを併せて行うものとする。
6. 政府は工業地帯の造成整備に必要な資金計画を立て、財政投融资、事業債等によりその所要資金を確保する。
7. 工業用水施設の整備にあつては、工業用水料金の高騰をきたさないよう必要な補助金を交付する。
8. 工業地帯における工場用地の造成にあつては、農地の転用を認める措置を講ずる。
9. 各種の用水について政府に強力な調整機構を設け、その合理化をはかるとともに、今後のほう大な用水を確保するため水資源の総合的の開発を行う。
10. 政府は工業地帯の開発整備と道路、港湾、鉄道、電力等の産業関連施設の拡充整備との間に密接な連繫をたもち経済の発展に対応し、その総合的、効果的な実施をはかる。

全国小売物価概況

昭和三十五年九月（昭和三十年11100）

九月の全国総平均指数は一〇・八・四で、前月に比し〇・二%の上昇（前年同月に比し五・三%の上昇）であつた。これを類別してみると食料品は〇・一%の低下、衣料品は〇・三%の上昇、建築材料は一〇・〇%の上昇、燃料灯火は〇・八%の上昇、雑品は〇・二%の上昇であつた。
食料品の小分類では、主食品、畜産食料品、調味料、加工食料品は上昇、豆類及び野菜、水産食料品、嗜好品は

免許証には 2分間写真

- おタバコ1ぶくの間ででき上る
- 絶体変色しない
- 4枚 1組 150円
- 栃木県下に只1カ所

オリエンタル写真館

宇都宮市二荒山下、宮樹座前

TEL. 5325



全国平均類別指数

(昭和30年=100)

類別 月別	類別												
	総平均	食料品	主食品	豆類及 野菜	畜産 食料品	水産 食料品	調味料	加工 食料品	嗜好品	衣料品	建築 材料	燃料 灯火	雑品
30年 平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
31年 平均	101.2	99.4	98.0	93.8	101.9	102.2	96.2	99.3	104.3	101.8	112.8	101.9	101.8
32年 平均	104.7	102.4	99.1	107.3	102.9	108.4	97.5	105.4	98.7	102.8	120.0	113.3	104.0
33年 平均	101.9	100.0	100.4	96.5	100.4	108.3	95.9	104.0	96.6	98.7	109.9	109.3	103.3
34年 平均	102.6	101.4	100.5	101.7	100.6	111.6	95.2	105.9	95.7	97.5	114.8	107.4	104.0
34年 7月	101.3	99.6	100.5	91.6	99.3	108.5	95.0	105.0	98.5	96.2	112.7	105.6	103.8
8月	102.8	102.3	100.5	103.8	101.7	113.9	95.2	105.5	96.9	97.0	113.4	105.8	103.9
9月	102.9	101.4	100.5	100.7	102.1	109.7	95.6	106.7	96.3	98.5	116.5	106.1	104.7
10月	104.6	103.5	100.5	109.0	103.1	113.0	95.7	107.7	96.7	99.7	120.8	107.3	105.0
11月	104.1	102.1	100.3	100.1	105.1	113.8	95.8	108.5	94.2	100.5	121.6	108.6	105.2
12月	103.5	100.5	100.2	92.4	105.7	111.4	96.5	108.4	94.2	101.0	120.8	109.7	105.4
35年 1月	104.3	102.0	100.2	95.2	105.7	118.6	96.5	108.1	93.6	101.0	120.3	110.9	105.5
2月	104.9	103.2	100.2	103.4	105.2	116.7	96.4	107.8	95.3	100.8	119.6	111.3	105.5
3月	104.8	103.2	100.3	104.8	103.7	114.5	96.3	107.9	97.0	100.2	119.8	111.0	105.4
4月	105.6	104.9	100.3	111.5	103.9	113.0	95.7	110.3	100.9	99.9	119.8	110.0	105.3
5月	105.7	105.4	100.5	115.8	104.4	109.4	95.4	112.0	101.1	99.8	119.0	109.4	105.2
6月	105.6	105.5	100.6	110.4	105.7	112.9	95.1	113.2	102.0	99.3	117.7	108.9	105.2
7月	106.6	107.3	99.9	116.3	107.2	118.5	94.8	114.2	101.8	98.8	118.0	108.8	105.4
8月	108.2	110.5	100.0	131.8	109.6	122.7	95.1	114.3	101.1	98.8	118.4	108.9	105.4
9月	108.4	110.4	100.4	130.2	111.6	122.3	96.5	115.1	100.2	99.1	119.6	109.9	105.5
前月比	+ 0.2	- 0.1	+ 0.4	- 1.2	+ 1.8	- 0.3	+ 0.9	+ 0.5	- 0.9	+ 0.3	+ 1.0	+ 0.8	+ 0.1
前年同月比	+ 5.3	+ 8.9	- 0.1	+29.3	+ 9.3	+11.5	+ 0.4	+ 7.9	+ 4.0	+ 0.6	+ 2.7	+ 3.6	+ 0.8

宇都宮平均類別指数

昭和35年 9月	110.6	106.7	103.0	104.5	113.3	115.5	99.7	117.0	94.3	103.3	130.7	107.7	110.6
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------

低下している。

主食品 米のヤミ値は札幌、帯広、青森、松江で微落、岐阜、名古屋、和歌山、岡山で微騰した。一キロ当りの全国平均価格は八八円六二銭（前年同月は八九円七一銭）で前月に比べ三銭の値上りである。食パン、干うどんも数都市で値上りしており、今月値上りしなかつた都市も来月には値上りするとみているところが多い。

豆類及び野菜 最盛期を迎えたかんしょ、キャベツは値下り、出廻期をすぎた玉ねぎは一斉に値上りしている。あずき、ばれいしょ、大根、にんじん、ねぎは騰落いろいろであるが値上りしているところがやや多い。

畜産食料品 牛肉、豚肉はさらに値上りを続けている。牛肉一〇〇グラム当りの全国平均価格は六七円三六銭で前月に比べ三・七%、前年同月に比べると二・四%の上昇、豚肉は六一円二五銭で前月に比べ六・六%、前年同月に比べると三四・五%の上昇である。鶏卵は産卵がやや増加して値下りに向っている。

水産食料品 いわし、塩さけは多少値上り、いかは値下り

したところが多い。まぐろ、さばはまちまちである。

調味料 しょう油はメーカーの建値引上げによつて一斉に値上りしている。つれて味噌も若干の都市で値上りしている。化学調味料、砂糖は弱含みである。

加工食料品 たくあんは、新物の出廻期であるが、需要旺盛のうえ原料大根の高値もあつて値上りしている。

嗜好品 りんごは旭、紅玉が出廻つて多少値下りしている。衣料品 キヤラコ、綿ネル、富士綿が値上りしている。このほか晒木綿、スフモスリン、打綿などもやや強含みである。このなかにあつても毛糸だけは値下りしている。

建築材料 建築シーズンに入つて杉角材、杉板材、亜鉛鉄板ともに多数の都市で値上りしている。

燃料灯火 木炭は山元の生産が少く、このため夏場の非常期にもかなりの高値を続けていたが、需要期を控えて問屋の買入も活発化し多数の都市でさらに値上りしている。これにつれてまき、煉炭も値上りを見た。

雑品 洋傘、バケツ、マツチが二・三の都市で値上りしたほかは、たいした値動きがない。

年末に苦しい中小企業 金融

第三・四半期（十～十二月）の金融情勢、いいかえればこれから年末にかけてのカネの動きについて、大蔵省や日銀では全般としては小緩みないし小締りと見ているが年末には中小企業金融などかなり窮屈になるものと見られる。

関係当局は第三・四半期には(1)財政資金の対民間収支は新米代金の支払いを中心に三、〇〇〇億円以上の支払い超過となり、日銀券増発が少ない前半は久方ぶりに金融が緩和する。(2)しかし後半は先に行なわれた買いオペの売戻しあるいは好況を反映したポナナス資金需要の急増で日銀券の記録的な増発（十二月だけで約二、〇〇〇億円の見込み）が予想されるため、かなり引締まり、期中を通じて小締まり基調で推移するだろうと予想している。

ただ一部には買いオペの売戻しを延期しようという考えもあり、その場合は昨年ほどは緩まないにしても期中を通じて緩和基調となり、第三・四半期の金融が緩むか、締まるかは買いオペの売戻しをしようかどうかによつていろいろ。

一方、産業界は好況による設備拡張、自由化対策としての合理化投資などが盛んなため、資金需要は相変わらずおう盛を極めており、金融繁忙となる年末には中小企業金融の圧迫は避けられない見込みである。このため、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫など政府関係機関の計画繰上げ融資、財源の補填などが問題となつて来る。しかし、一般の貸出金利は公定歩合引下げに追随し八月末から標準金利を下げたため、むしろ低下傾向をたどると見られる。また商工中金の金利引下げについても政府は早急に引下げたいとしており、そのための財政措置が近く打出されることは確定的となつている。さらに、公定歩合の再引下げの声がないでもないが、第三・四半期中の金融がせいぜい小緩み程度との見方が大勢を占めていることからみて、期中に再引下げが実施される可能性は先ずないといえるようだ。

大蔵省、日銀当局による主な見解は次の通り。

一、日銀券は各月とも前年を上回る増発が予想される。十月は小売業者の秋冬物手当資金、行楽資金を中心にして現金需要が高まり、二五〇億ないし三〇〇億円の増発。十一月もこの傾向が続き三〇〇億ないし三五〇億円の増発。十二月は好況を反映してポナナス資金、商取引き決済資金などの現金需要が急増するため、二、〇〇〇億ないし二一〇〇億円、ふえる。

一、財政資金の対民間収支は新米代金の支払いが本格化するため食管特別会計の支払いを中心に大幅な支払い超過となる。払い超過は十月は一、〇〇〇億ないし一、二〇〇億円、十一月も同じく一、〇〇〇億ないし一、一〇〇億円十二月は九〇〇億ないし一、〇〇〇億円とみられる。し

たがって期中は二、九〇〇億ないし三、二〇〇億円の大幅な支払い超過となるが、前年同期よりは若干下回る。

一、資金需給は十月には大幅に緩和し、日銀貸出しは七五〇億ないし八〇〇億円減少する。日銀貸出しは十一月とも日銀券と財政収支の関係だけからみると七〇〇億ないし七五〇億円減少し、金融市場は引続き緩和するが、この月には先に行なつた買オペレーション（八月の金融市場対策として日銀は市中銀行手持との政府保証債を五〇一億円買上げ、資金を供給した）の売戻しが行なわれるため、予定通り実施されると十一月の日銀貸出しは二〇〇億ないし二五〇億円の減少にとどまる。十二月は日銀券の増発が大きいため財政面の払いがあるものの日銀貸出しは一、一〇〇億円程度の増加となり、資金需給は引締まる。

一、産業界は好況を反映して資金需要は極めておう盛、加えて池田内閣の積極政策が企業家心理を刺激している。このため、重電機、自動車、石油化学など好況産業および商社の増加運転資金需要が根強いうえに繊維、鉄鋼、機械工業などを中心にして高水準である。この産業界の動向は当分変るとは考えられず、しかも十一月には決算関係資金、年末が近づくとつれて、年末決済やポナナス支払いのため資金需要が出て来る。

これに対して金融機関の預金は伸び悩み傾向を示し、資金繰りはかなり苦しいため、かりに日銀の窓口規制が緩和されても大巾な貸出しを行なうことは出来ない。このため大銀行と系列関係にある企業は別として、産業界の金融事情は好転するとは考えられない。ことに力もなく、信用の弱い中小企業の資金繰りは年末にかけて窮屈になることは間違いなく、財政的な対策が必要となる。

貸出し金利は八月二十四日の公定歩合日歩一厘引下げに追随して同月下旬から標準金利など市中貸出し金利が一律に日歩一厘引下げられたため漸次新金利が適用され、十一月ごろまで下げ続けるものと見られる。

各種道路舗装・上下水道工事
アスファルト加工一式・一般土建
設計施工請負

渡辺建設株式会社

宇都宮市宮島町217

電話 2090・9680番

明年二、三月に 預金金利引下げか

池田内閣が新政策の一環として、貸出金利の引下げを打出しているが、これとウラハラの関係にある預金金利の引下げが問題となっており、先に全国銀行協会会長の金子鏡氏が「預金金利の引下げは慎重に検討中」と語り、また大蔵省石野銀行局長も「環境をよく検討してから」として、その時期については言明を避けているが、最近の金融界、大蔵省の見解を総合すると、明年二、三月頃条件つきで断行される可能性が強い。

金子会長が「慎重に検討中」といつているように、金融界は預貯金利子課税特別措置の存廃など種々の条件をかね合わせて、預金金利の引下げについて検討しているが(1)特別措置を明年度以降も存続させる。(2)郵便貯金、金銭信託貸付信託、割引金融債など競合金利と総合的に調整する。の二点を条件に預金金利の引下げを認めようとする空気が強まっている。

しかし、預金金利の引下げ幅をどの程度にするか、実施時期をどうするかについては競合金利引下げの見通し、日銀の公定歩合引下げの時期なども関連するので具体化するまではまだ時間を要するもようであるが、各方面の空気がかりして、先ず年内の実施は困難のようで、来年二、三月頃が最も有力である。

金融界は当初、資金蓄積の重要性和、貸出金利低下への環境整備論から特別措置の存続を強く希望する一方、預金金利の早期引下げには、はつきり、反対の態度をとつて来たが、自由化の進展、さらには政府の高度経済成長等の推進にともない金利低下への圧力が当然強まって来た。

また特別措置の廃止に対して大蔵省主税局の態度が予想以上に強いため、特別措置廃止を固執するよりは、預金金利を引下げた方が話が早いという空気が強くなつて来た。このような状況から都市銀行首脳部間には預金金利引下げに踏み切らざるを得ないとの空気が強くなつており、最近ではこの問題で、大蔵、日銀、市銀関係者の間で意見交換も行なわれているという。

金融界としては、預金金利引下げの前提として特別措置の存続は勿論、郵便貯金、貸付信託など競合金利の全体的な引下げを強く要求しており、これら競合金利の引下げが見通しいかんで預金金利引下げの幅、時期などが左右される。引下げ幅としては、年利五厘の引下げが常識的となつている。引下げの時期については、最初にも述べたように年内の実施は先ず可能性はなく、早くとも来年一月、一般的には二、三月という見方が強い。

競合金利のうち郵便貯金は国会での法律改正を必要とするし、大蔵当局も余り急いでいないといわれる。日銀筋の



三輪自動車 各種

ミゼットMP

軽免許で乗れる
超小型三輪自動車

栃木タイバツ自動車株式会社

運輸省認定小型一級整備工場
宇都宮市一條町 1.217
電話(代) 7379・6584・3729

見通しでは、十月中に特別措置の存続と預金金利引下げについての原則的な方向が打出され、競合金利の調整、預金金利引下げ時期などについての、大体の用途を年内につけ実施は二、三月と見ているといわれる。

金融界の内部には定期預金の比重の大きい地銀の反対論や、さらに当面の経済金融情勢との関連で預金金利、貸出金利の早期引下げを危険視する意見も多く、具体案の決定までに、まだまだ論議は避けられないと見られるが、来春実現することは先ず、間違いないといえるようだ。

預金金利の引下げと関連して、日銀の公定歩合引下げが当然、表面化するわけだが、現状では年内の再引下げは考えられないようだ。日銀首脳部は一部に伝えられた景気調節のための、年内再引下げを強く否定しており、近く引下げが問題になるとすれば、預金金利引下げにともなう金利体系の全般的調整に追隨するという形になり、景気調整的な意味は全くないとしている。

公定歩合引下げの時期については二、三月ごろという見方が有力である。問題は一〜三ヶ月の国際収支が悪化する可能性があること、資金需給の窮迫期に入ることだが、国際収支については経常収支の赤字が多少ふえても問題は少ないといえる。金融面では日銀は一〜三ヶ月の買オペを既定方針化しているが、二月初ころ売戻し条件をつけない買放しオペを行なう可能性が強く、それに引続いて公定歩合引下げが実施されるだろうというのが有力な意見といわれる。

最後に、預金金利引下げと、公定歩合引下げとのタイミングの兼ね合いであるが、市中銀行や日銀の一部には、公定歩合に先行して貸出、預金金利を引下げ、これに多少ズラして公定歩合が追隨する可能性を指摘しているのは一応注目される。

商店用就業規則、作成例

第一章 総 則

第一条 1、この就業規則は(店名)の従業員の就業および労働条件について定めたものです。

2、この規則に定めのないものについては労働基準法の定めによります。

第二条 この規則は当(店)に雇用されるすべての従業員に適用します。

第三条 使用者および従業員はこの規則を守り誠実にその義務を履行しなければなりません。

第二章 雇 入

第四条 年令が満十五才に満たない人は雇入れません。

第五条 従業員は採用の際次の書類を提出して下さい。

- 1、履歴 書
- 2、年令が十八才未満の人は年令を証明する戸籍証明書
- 3、住込の人は転出証明書
- 4、その他必要と認められたもの

第三章 勤 務

第六条 (例1)労働時間は一日につき実働(9)時間は次の通りです。

始業(午前九時) 終業(午後七時) ただし十八才未満の従業員の労働時間は一日につき実働(8)時間で終業は(午後六時)とします。

(例2)一、労働時間は一日につき実働(9)時間で次の通り
二交替制で勤務します。

早番 始業(午前九時) 終業(午後七時)

遅番 始業(正午) 終業(午後十時)

二、但し十八才未満の従業員の労働時間は一日につき実働(8)時間で終業は次の通りです。

早番(午後六時) 遅番(午後九時)

三、早番、遅番の入替は毎月月末までに従業員と相談して行います。

第七条 (例1)一、休憩は(午前十一時)より(午後一時)

までの時間に交替で一時間与えます。

二、休憩時間は従業員の自由に使うことができます。

第八条 (例1)一、は休日は毎週(日)曜日に一せいに与えます。

二、休日はまる一日休みます。

(例2)一、休日は次の通り与えます。

一せい休日 毎月(第一、第三)日曜日

輪番休日 毎月(第二、第四及び第五)週中一日

二、各人の輪番休日は前日末日迄に翌月分を従業員と相談して決定します。

三、休日はまる一日を休みとします。

第九条 一、業務の都合により必要があるときは、事前に従業員代表(全従業員の過半数を代表するもの)と協定し労働基準監督署に届出の上、時間外又は休日

働させることがあります。

二、この場合は各人別に超過労働時間数を記録し、賃金規則に定める手当を支給します。

第十条 一、年少者(十八才未満のもの)および女子には前条の時間外、休日労働および深夜業(午後十時より午前五時までの間)はさせません。

二、ただし十八才以上の女子については次の範囲で時間外労働をさせることがあります。

一日―二時間 一週―六時間 一年―一五〇時間

第四章 休 暇

第十一条 一、勤続一年以上の従業員は毎年次の有給休暇をとることができます。ただし前年の出勤日数が所定勤務日数の八割(または二四〇日)に満たない人には与えないことがあります。

二、休暇日数は一年につき勤続一年後六日間、以後勤続一年を増す毎に一日を加え二十日間を限度とします。

三、この休暇をとつたときは出勤扱いとして通常の賃金を支給します。

四、この休暇は従業員の希望する日に与えますが事前に申出て下さい。

ただし申出の日が業務に支障のあるときは他の日に変更することがあります。

第十二条 慶弔休暇は通の通り与えます。この間の賃金は(有・無)給とします。

一、従業員が結婚するとき

二、従業員の配偶者が出産するとき

三、従業員の父母、配偶者、子が死亡したとき


四、従業員の祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき

一、生理日に働くことが著しく困難な女子から請求

のあつたときは必要な日数の休暇を与えます。

この間の賃金は支給しません。(この間の賃金は一ヶ月につき二日間に限り支給します)

新しい商店照明に
日立蛍光照明器具
日立水銀灯
日立ルミパネル



栃木県日立家庭電器特約店
藤田電機工業株式会社
宇都宮市塙田町385 TEL.9121(代)

第五章 服務規律

第十四条 従業員は次のことを守らなければなりません。

- (例)一、勤務中は上長の指示にしたがい熱心に仕事をす
- る。
- 二、互に仲よく協力して働くこと。
- 三、お客には親切丁寧に接し粗暴な行動をしないこと。
- 四、身体衣服は清潔に保つこと。
- 五、遅刻、欠勤、早退をしないこと。やむを得ない場合は事前にまたは事後速かに責任者に届出ること。
- 六、店内同僚間あるいは得意先等で盗み、暴行等他人の迷惑になることをしないこと。又許可なく店の金銭、商品、文書、帳簿等を持出しあるいは私用に使用しないこと。
- 七、許可なく他の店に雇われ、あるいは営業しないこと。

第六章 表彰

第十五条 従業員が次に該当したときは表彰します。

- 一、勤続年数が次の年数に達したとき。
- 満三年、五年、七年、十年、十年以上は五年ごと。
- 二、勤務成績がとくに優秀で他の模範と認められるとき
- 三、業務に関して有益な考案発明をしたとき。
- 四、災害の防止、あるいは災害救助の際にとくに功績のあつたとき。

第十六条 表彰は表彰状を授与するとともに、次のいずれかを行う。

- イ、賞品
- ロ、賞与
- ハ、昇給

第七章 保険災害補償

第十七条 従業員には毎年(十)月に労働基準法に定めた項目について健康診断を行ないます。

第十八条 一、従業員が負傷し、または病気になつたときはただちに責任者に届出ること。
二、上記および前条により医師が必要と認めたときは休養、残業等の禁止、職場の配置転換等を命ずることがあります。

第十九条 従業員が業務上の事由によつて負傷し、または病気にかゝり、あるいは死亡したときは次の補償を行ないます。ただし労災保険より補償を受けたときは重複して補償しません。


- 一、療養補償Ⅱ治療に必要な医者代、薬代、通院費、入院料、看護料等の費用。
- 二、休業補償Ⅱ休業中、平均賃金の六割。
- 三、障害補償Ⅱ負傷疾病がおつても身体、精神に障害を残す場合は、その程度に応じ法定の等級により平均賃金の五十日分以上一、三四〇日分まで。
- 四、遺族補償Ⅱ死亡したとき平均賃金の一、〇〇〇日分
- 五、葬祭料Ⅱ葬儀を行つたものに平均賃金の六十日分
- 六、打切補償Ⅱ治療開始後三年を経過しても治癒しないときは、それ以後の補償にかえ平均賃金の一、二〇〇日分。

郷土のよさは 酒のよさ

とちの

清酒

もどうぞ



栃木県酒造組合

第八章 退職

第二十条 一、従業員が自分の都合で退職するとき遅くとも二週間前に使用者に申し出て下さい。

二、退職する人は配達先集金状況等仕事の引継ぎおよび集金の納入、貸与被服、物品の返還等を完全にしなければなりません。

第二十一条 一、従業員は次の事由により解雇されることがあります。

- イ、身体精神の故障により業務に耐えられないとき。
- ロ、成績不良または第五章の服務規律にしばしば違反し、なおる見込みのないとき。
- ハ、事業の縮小等やむをえない業務の都合により必要があるとき。

二、解雇するとき三十日前に予告します。
予告しないときは平均賃金の三十日分を支給して即日解雇します。
予告日数が三十日に満たないときは、その不足日数分の平均賃金を支給します。

三、十八才未満の人および女子を解雇するときは帰郷に必要な旅費を支給します。

四、第一項ロの事由で解雇され、とくに悪質と認められ所轄労働基準監督署長が除外認定をした人については解雇予告せず予告手当および帰郷旅費を支給しないことがあります。

第二十二条 退職または解雇の日から七日以内に賃金、退職金、貯蓄金等その従業員の権利に属する金品を返還するとともに住込みの人には転出証明の手續をします。

第九章 雑則

第二十三条 この規則で平均賃金とは原則としてこれを算定する事由の発生した日以前三ヶ月間にその従業員に支給された賃金の総額を、その月間の総日数で除した金

額を云います。

第二十四条 貸金、退職金、貯蓄、監理、安全、衛生等については別に定めます。

第二十五条 この規則を改正するときは、事前に従業員代表と協議の上行います。

◎付 則

第二十六条 この就業規則は昭和 年 月 日より実施します。

電話のエチケット

電話はあなたの人柄を伝えます

○まづ番号をたしかめて

ウロおぼえの場合は、特にご注意!!

電話番号簿でたしかめましょう。

番号をたしかめることは、料金や能率のムダをはぶく第一歩です。

まちがつて呼び出される人の迷惑も考えて……

ダイヤルは指どめまで回して自然にはなしましょう。

指どめまでいかないのに指を離したり、エンピツで回したり、ムリにもどしたりすると、相手につながらなかつたり、機械が故障するものになります。

●メモとエンピツをいつも電話のそばに

電話をかけるとき、いろいろの用件がある場合には、用件のポイントだけでもメモしておけば「ああ、しまったもうひとつ用件があつたのに……」というような失敗をしなくて済みます。

かかつてきたときも、話の要点をメモしながら話ができ適切な返事もできてあとで用件を調べるのにも役立ちます。

このことは、市外電話の際に特に重要なことです。

○話是要領よく簡単に

よく忙しい最中に電話をかけてきて、どうでもいいような話を長々と続ける人があります。こちらはいま忙しいともいえずヤキモキするばかり……長話をする、電話を使う人に迷惑をかけるばかりでなく、よそから急用の電話がかかつてきて、つながらないことになります。電話では相手の姿がみえないだけに相手のことを思いやる気持ちが一層大切ですよ。

○話しかたのくふう

電話をかける場合、まず用件をしつかりのみ込んで、順序よく整理してから、かけることが大切です。

「いつ」「どこで」「何を」「だれに」「どのくらい」「どうする」というふうな用件のポイントを常に頭において会話をすすめれば、割合に短い時間で終らせることができます。

●電話に出たら、すぐ名まえを

電話のベルが鳴つたら、すぐ電話口に出るようにし、先方から聞かれるまえに「はい○○でございませう」とあなたの名まえ(社名や店名)を名のりましょう。よい感じをあたえ、しかもテキパキと話がすすみます。

◎来客と応接中に電話がかかつてきたら「ちよつと失礼します」とあいさつしてから受話器をとるのもエチケットのひとつです。

●まちがつてかかつてきたら

「ちがいます」ガチャン!! これではあまりにも乱暴です。たとえ相手のミステイクでもあと味の悪いものです。こんなときは「こちらは○○番ですが、何番へおかけですか」と、ていねいに答えましょう。

「こちらは○○商店ですが……」と言えば店の宣伝にもなります。

簡単な一言が、相手にとっても感じのよい印象をあたえ、そばで聞いていても気持ちのよいものです。

●あなたは耳で見られてる

電話機と話をするわけではありません。相手が見えないからといって、気をゆるめてはいけません。あなたの態度は不思議なほど相手に伝わります。ですから、いつも相手が目の前にいるつもりで話しましょう。

相手の顔が見えないだけに、ことばづかいなども特に注意して、明るい応対をするように努めましょう。

●身内ものには敬称不用

やたらに敬語、敬称を使うばかりがていねいなこととは限りません。「ただいま社長はでかけております」とか「○○ならおりますが……」というぐあいに、呼びずてにするほうが身内や社内に対する親しみを感じさせ、また相手に対する礼儀でもあります。

●ないしよ話が聞えないように

電話の途中で家人や同僚と打ち合わせが必要になったときは、送話口を手で押えて話をするか、または相手に聞かれても困らないように話をするのが大切です。「今忙しいから、いないといつておくれ」などということばが相手に聞いたらそれこそ失礼千万、信用もいつべんにとんでしまいます。

○ことづけ

相手の求める人が不在の場合には、帰る予定を告げ「おことづけでもさしつかえなかつたらご用件を……」と聞いてメモしておき、なるべく早く本人に伝えるようにしましょう。人を探しているときも、だまつて長く待たしておかないようにしましょう。

○お話し中に切れたときは

相手とお話し中に電話がぎれた。……こんなときは、かけたほうからかけなおすようにして、受けたほうは受話器をかけて待つようにしましょう。両方でかけ直したり

しますと、どちらも「お話し中」になり、いつまでたつてもつながりません。

○どこへ行くかをいい残して

自分の席をはなれたり、外出するようなときには、どこへ行くか、いつごろ帰ってくるかを隣席の人や家人にいい残しておけば、留守中に電話があつても、あなたは大切な用件をフイにすることがなくてすむでしょう。

このことは、市外通話を申し込んだときなどは特に注意が大切で、ウツカリだれにも告げずにお茶を飲みに行つたりしないように心掛けねばなりません。

●待たせつばなしは禁物

お話し中にその話の用件で調べる必要が起つたり、ほかに緊急の電話があつたりして、電話を中断しなければならぬときは、相手にそのことを告げて失礼し、長くなるときは、ときどき電話に出て「もう少し待つてくれるよう」告げるか、または「こちらからかけなおしましょう」と番号をきいておく……。とにかく長く待たせつばなしにしておくことは禁物です。

●切るときはタイミングとあいさつ

用件がすんで、電話をきるときは、かけたほうが先というのが常識になつています。また目上の人が切つてからという考えもありますが、話が終つたときに「では、お願いします」とか「さようなら」とかのあいさつに合せて、自然に切るのがよいでしょう。

●受話器は静かにキチンとかける

受話器をかけるときは、静かにキチンとものと位置にかけましょう。

かけ方が乱暴だと相手の耳に大きく響いて悪い印象をあたえます。特に大切なことは受話器がキチンと電話機の上についていないと、電話がいつまでも切れないで、とんだ迷惑をかけることとなります。

○電話機は大切に

乱暴にガチャガチャ扱われたり、コードをよじられたりぬれ雑布でふかれたり、床の配線にお茶などこぼされたりすれば、電話機もおこります。そして、ツンボをきめこんだり、調子が悪くなつたりして、あなたに無言の抗議をするでしょう。

○ほほ笑みの声

あなたの声は、電話をとおしてあなたの人柄を伝えます。電話でのお話は、普通に向かい合つて話をするときと同じ調子が一番よいようです。

●電話は自分でかけましょう

●上品な言葉は会社の利益

●他人の電話中は静かにしましょう

(電話のエチケット)
日本電信電話公社より

溶接技術講習会

- 一、日 時 十月二十四日午前九時より午後五時まで
- 一、場 所 富士重工業株式会社宇都宮製作所
- 一、講 師 同製作所車輛工場生産技術課 松尾技師
- 一、講習科目 電気溶接及びガス溶接について
- 一、受講者 二〇名

今回当会議所中小企業相談所主催により市内中小工場従業員の技術向上を図る目的を以て、右の講習会を開催したところ、始めての試みとして工場経営主も参加し、終日熱心に聴講された。また工場見学に於いては現場機械の説明技術の指導もあつて参加者一同多大の感銘を受けた。

切削加工技術講習会

- 一、日 時 十月二十七日午前九時より午後一時まで
- 一、場 所 パインシン製造株式会社
- 一、講 師 同会社技術課作業標準係主任 浪川技師
- 同 技術課 鈴木技師
- 一、講習科目 (1)切削条件の決め方 浪川技師
(2)作業単純化とその効果 鈴木技師
- 一、受講者 一八名

颯風気味の悪天候であつたが受講者は早朝より集合、講師はスライドを使用して有益な講義をされ、工場見学による機械の説明もあつて受講者として啓蒙されるところ大なるものがあつた。

なお両講習会開催にあたり宇都宮工業同志会長谷村 耕氏には種々御奔走下されましたことを紙上より厚く御礼申し上げます。

全国包装紙、紙袋並に シヨーカード

展示会盛大に開催さる

当所主催により全国包装紙、紙袋並にシヨーカード展示会を去る十月二十八日、二十九日の二日間に亘つて当所第一会議室に於て盛大に開催した。

包装紙等は全国より集めた配色、図案とも優秀なもの三千点、来場者数は延五〇〇人におよんで賑わい、好評を博した。

なお、期間中、同会場に当所会員の協力を得て商店照明事務用器の展示も行った。

第十三回和文タイピスト 技能検定試験施行

当所並に日本商工会議所主催による第十三回和文タイピスト技能検定試験は、十月九日、栃木県総務部文書課浄書室に於て施行した。その結果次の通り。

合格者二名

三級―黒後 幸子（栃木県総務部文書課勤務）
四級―鱒淵 京子（宇都宮市街地開発組合勤務）

第四十回珠算能力検定試験施行

当所並に日本商工会議所主催の第四十回珠算能力検定試験は、十月二十三日、第一会場・宇都宮市立旭中学校、第二会場・栃木県立氏家高等学校、第三会場・河内村立中里小学校、第四会場・宇都宮刑務所の四ヶ所に於て施行した。合格者数次の通り。

一級―二一名、二級―五一名、三級―四九三名、四級―七六名、五級―七五名、六級―六五名、七級―六〇名、計八四一名

受験者数二、一五八名に対する合格率三九%

なお、次回の珠算能力検定試験は、明三十六年二月三日（日）施行、申込切は本年十二月二日頃の予定。

当会議所

労働大臣より表彰さる

十月十日労働省主催の中小企業労働福祉増進大会が東京神田一ツ橋共立講堂で開かれ、退職金共済制度普及推進に功労があつた全国五十五の団体、個人が石田労働相から表彰された。

当会議所もその受彰団体の一に入り、藤生専務理事が出席して次の表彰状を受けた。

当会議所は昭和三十四年五月『宇都宮中小企業従業員退職金積立組合』を設立の上各事業所に従業員退職金制度の設定を勧めて毎月の退職金積立事務を無料で代行してきた。

そして中小企業退職金共済法による『中小企業退職金共済事業団』の事業開始に伴い、事業主の希望を徹した上、一部は任意積立に任せだが組合取扱数の約五分の三に当る八二事務所、四三二従業員分の積立金を本年七、八の両月に亘つて右事業団に移行手続を了したものである。

表彰状

宇都宮商工会議所殿

貴所は中小企業退職金共済制度の普及促進に関し率先してこれに尽力し中小企業労働者の福祉の増進に寄与されました
よつて中小企業労働福祉増進月間にあたりその功績を表彰します

昭和三十五年十月十日

労働大臣 石田博英

家具意匠図案の審査終る

時代の推移とともに一般の生活様式が変りつゝあり、これに合致する新しい家具が要求されているので、本年も栃木県と宇都宮市と当会議所の共催で斬新な家具の意匠図案を広く募集した。

そして全国から集つた意匠図案六〇点について十月十二日慎重審査をなし、次の通り入賞を定め表彰した。

なお、入賞デザインによる試作品を宇都宮家具商工業組合員有志において製作し、秋まつり協賛の木製品展示即売会に出品の予定。

○入賞のデザイン

一等 育児家具 静岡市 菊地 静寿
二等 兼用ダンス 川崎市 佐藤 新八
三等一位 ノックダウン 徳島市 峰尾 武
三等二位 書机 市内清佳町 増田 重雄
外、佳作五點

商店サービス強化運動で

市内の六商店表彰さる

『第五回全国商店サービスコンクール』が十月一日より三十一日までの一カ月間実施され、正札販売、正量販売、品質表示、接客サービス向上、陳列照明の改善の五重点項目について審査の結果、市内参加店四六八店の内左記六店が日本商工会議所会頭賞を授与された。

相生町 八百藤 果物店
池上町 安中 家具店
江野町 あを や ぎ
小袋町 釜嶋 時計店
曲師町 石崎 靴店
馬場町 神保 食品市場

当会議所中小企業相談所の

経営改善普及員、定員揃う

『商工会の組織等に関する法律』に基き、小規模事業者の

週休制実施状況および充実計画の概要

(栃木労働基準局調査)

		35年10月(現状)			36年12月		
		団体数	事業場数	労働者数	団体数	事業場数	労働者数
地域別	完全3回						
	2回	9	1,118	4,362	23	1,722	5,885
	1回	14	604	1,523	1	30	60
	0回	1	30	60			
	計	24	1,752	5,945	24	1,752	5,945
間屋	完全3回	2	51	119	2	51	119
	2回	6	113	658	7	120	694
	1回	1	7	36			
	0回						
	計	9	171	813	9	171	813
小売	完全3回	1	7	15	1	7	15
	2回	12	355	902	13	283	930
	1回	53	902	2,697	102	1,842	5,057
	0回	50	868	2,388	6	89	450
	計	122	2,221	6,452	122	2,221	6,452
美整容	完全3回	20	1,027	2,017	20	1,027	2,017
	2回						
	1回						
	0回						
	計	20	1,027	2,017	20	1,027	2,017
料理飲食	完全3回						
	2回	11	183	459	31	583	1,323
	1回	20	400	864	2	17	31
	0回	2	17	31			
	計	33	600	1,354	33	600	1,354
娯楽	完全3回	1	7	39	1	7	39
	2回	5	54	304	8	113	500
	1回	3	59	196			
	0回	1	7	37	1	7	37
	計	10	127	576	10	127	576

		35年10月(現状)			36年12月		
		団体数	事業場数	労働者数	団体数	事業場数	労働者数
クリーニング	完全3回	4	111	331	4	111	331
	2回	6	115	253	6	115	253
	1回						
	0回						
	計	10	226	584	10	226	584
浴場	完全3回						
	2回	2	13	13	3	15	15
	1回	1	2	2	3	19	24
	0回	3	19	24			
	計	6	34	39			
建設	完全3回						
	2回	2	45	670	9	320	4,703
	1回						
	0回	7	275	4,033			
	計	9	320	4,703	9	320	4,703
その他	完全3回	12	807	5,825	12	807	5,825
	2回	1	13	55	1	13	55
	1回	6	168	574	7	216	724
	0回	1	48	150			
	計	20	1,036	6,604	20	1,036	6,604
計	完全3回	40	2,010	8,346	40	2,010	8,346
	2回	18	422	1,261	22	409	1,475
	1回	98	2,721	6,628	188	4,933	18,664
	0回	87	1,924	5,217	13	162	602
	計	263	7,514	29,087	263	7,514	29,087

なお、相談、指導等の内容は次の通り。
 一、法規、資材、金融、税務、経理、経営、労働、社会保険、技術、特許、意匠・貿易、取引、その他

宇都宮商工会議所中小企業相談所
 経営改善普及員 小川 光夫
 酒井 辰雄
 渡辺 幹夫
 新部 正三郎

経営改善事業を推進するため、各商工会議所および商工会は、定数の経営改善普及員設置を要し、当会議所は本年度中に設置すべき定員四名をこの度次の通り揃えました。
 無料で親切に秘密に、ご相談に応じておりますから、ご遠慮なくご利用下さい。

週休制と余暇善用

一、講習会、講演会の開催

労働基準法の第三十五条第一項に「使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない」と規定されている。しかし、たとえこの週休制を実施しても、従業員の余暇善用について考えるところがなければ、週休制の意義は半減するのではないだろうか。
 次の栃木労働基準局調査による統計表を参考とし、各業種とも完全週休、閉店休業の実施と余暇善用のための施設を考慮されるよう希望して止まない。

国民金融公庫宇都宮支所 貸付高
商工組合中央金庫宇都宮支店 (単位千円)

年	月	国	金	中	金
卅五年	九月末	一、〇九二、四四二	二、一五七、四一八		
卅五年	十月末	二、九〇六、一〇〇	四、四四、六六四		

栃木県信用保証協会、保証高 (単位千円)

事務局だより

九月

- 一日 新入職員渡辺幹夫氏(中小企業相談所、経営改善普及員)初出勤
- 二日 発明相談 弁理士堀田健蔵先生 第七回簿記講習会開始
- 三日 宇都宮工業短期大学設置期成同盟世話人会に、藤生専務理事出席
- 五日 栃木労働基準局より労働基準監督官、労災補償課長比留間一雄氏を招き、当所全職員にて労災保険法の講義聴講
- 五日 財団法人日本対ガン協会栃木県支部発会式に、上野会頭(副会長)および藤生専務理事(評議員)出席
- 五日 栃木新聞社主催市内商店街野球大会始球式に、藤生専務理事出席
- 五日 上田市ショッピング、センター協同組合より、当地共同建築店舗視察のため萩野理事長外五名来所
- 六日 宇都宮商工会議所商業活動調整協議会委員会開催(正副会長委嘱の件、既報の通り)
- 八日 栃木県商工会議所連合会会頭会議開催(別掲の通り)
- 八日 栃木県労働講座(於くろかみ荘)に、当所中小企業相談所、渡辺経営改善普及員および半田職員出席受講
- 十日 上田商工会議所より副会頭外二〇名当所商店街視察のため来所
- 十一日 宇都宮注文紳士服新作展示会に藤生専務理事出席
- 十二日 横須賀市若松商店街役員九名、当地共同建築店舗視察のため来所
- 十三日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 十四日 秋まつり打合会(於市部長室)に荒牧商業部長、藤生専務理事および小川職員出席
- 十四日 保坂副会頭、欧米の交通事情視察のため出発
- 十六日 宇都宮公共職業安定所、伏見失業保険課長を招き職員一同失業保険について説明を聴講
- 十六日 秋まつり打合会 出席者二二名
- 十七日 婦人少年室協働員総会に、藤生専務理事出席
- 十七日 関東商工会議所連合会幹事会に、藤生専務理事出席(別掲の通り)
- 十九日 宇都宮地方・家庭裁判所長谷本仙一郎氏、退職挨拶のため来所
- 十九日 渋川商工会議所、外丸専務理事および議員一〇名、当地商店街視察のため来所
- 二十日 アイワ工業株式会社宇都宮工場落成式に、藤生専務理事出席
- 二十日 国民金融公庫佐野支所設置方陳情のため、藤生専

十月

- 一日 第五回全国商店サービス強化運動開始 本月末日まで一カ月間
- 一日 働く年少者の保護運動開始 本月末日まで一カ月間
- 三日 栃木県商工会議所運営研究会開催
- 三日 工場経営セミナーおよび事務職員実務通信講座面接指導開催
- 三日 新入職員新部正三郎氏(中小企業相談所経営改善普及員)初出勤
- 四日 宇都宮市工場誘致委員会に、上野会頭出席
- 四日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催
- 五日 上野栃木県商工会議所連合会長、栃木県国民年金普及推進協議会委員を委嘱さる
- 五日 行政実務運営研究会に、藤生専務理事出席
- 九日 第一三回和文タイピスト技能検定試験施行(別掲の通り)
- 十日 中小企業相談所担当者会議開催 講師、県商工課岡部商務係長および行田主事 出席者一八名
- 十日 商店労務管理講習会開催 講師、福士日商指導部長
- 十日 中小企業労働福祉増進中央大会に、藤生専務理事出席 当会議所は表彰さる(別掲の通り)
- 十二日 埼玉県久喜町公民館長外五二名当地商店街視察のため来所
- 十二日 第六回家具意匠図案審査会開催
- 十三日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 十三日 栃木県中小企業互助会協議会に藤生専務理事出席
- 十四日 藤生専務理事、商店員宿舎視察のため、荒牧商業部会長および木島市経済部長と共に長岡商工会議所へ出張
- 十四日 室井宇都宮郵便局長、郵便物の滞荷処理につき協力依頼のため来所
- 十六日(日) 宇都宮県立自然公園指定記念、古賀志連丘第五回市民ハイキング大会に、小川、酒井職員参加

務理事および小川職員上京

長岡商工会議所小林専務理事外九名、当地商店街視察のため来所

足利銀行宇都宮支店調査役伊藤 一氏、退職挨拶のため来所

日本商工会議所第二回中小企業委員および労働特別委員会に、藤生専務理事出席

上野会頭、宇都宮工業短期大学期成同盟副会長に就任

日本商工会議所、第六九回常議員会、第二六回議員総会および第一二四通常議員総会に、藤生専務理事出席(別掲の通り)

国鉄首都圏との懇談午宴会開催 上野会頭はじめ

栃木県商工団体連絡協議会発会式開催(別掲の通り)

秋まつり打合会 出席者二〇名

社会を明るくする運動の結果報告並に反省会に、藤生専務理事出席

宇都宮地方・家庭裁判所長判事内田初太郎氏、新任挨拶のため来所

宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会に、藤生専務理事出席

珠算振興につき打合会開催 戸倉宇商高校長外八名出席

- 〃 郵便物の滞荷処理応援のため、半田職員はじめ若手職員四員を宇都宮郵便局へ派遣
- 十七日 宇都宮工業短期大学設置陳情のため他の役員と共に藤生専務理事上京
- 〃 第六回法人税申告書の書き方講習会開始（十月二十一日まで五日間、宇都宮法人会と共催）
- 〃 武蔵野市吉祥寺平和通り商店会より一四名、当地商店街視察のため来所
- 〃 船橋商店街役員四三名当地商店街視察のため来所
- 〃 栃木県十一市商工事務研究会に、藤生専務理事出席（矢板市役所）
- 〃 栃木県対ガン協合理事会に、会頭代理にて小川職員出席
- 十九日 第七〇回日本商工会議所常議員会に、上野会頭出席（別掲の通り）
- 〃 第一〇回栃木県社会福祉大会に藤生専務理事出席
- 〃 秋まつり協賛宇都宮優良木製品展示即売会開催につき打合せ
- 廿一日 第三回関東商工会議所連合会総会に、藤生専務理事出席（別掲の通り）
- 〃 二荒山神社献幣使参向例大祭に、荒牧商業部会長および小川職員出席
- 〃 廿二日 「週休制と余暇善用」に関する応募作文審査会に酒井職員出席
- 〃 廿三日 第四〇回珠算能力検定試験施行（別掲の通り）
- 〃 廿四日 熔接技術講習会開催（別掲の通り）
- 〃 当所運営委員会開催（従業員住宅問題協議）
- 〃 株式会社三豊製作所工場長、山本保氏転任（薄ノ口工場長に）、沼田智簡氏新任挨拶のため来所
- 〃 廿五日 「週休制と余暇善用」入賞作文表彰式に、上野会頭および酒井職員、同懇談会に藤生専務理事出席
- 〃 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会に、藤生専務理事出席
- 〃 廿六日 「電話と電報のつどい」審査打合せに藤生専務理事出席
- 〃 「第一四回働く青少年少女のつどい」に、藤生専務理事出席
- 〃 廿七日 秋まつり協力委員会開催
- 〃 切削加工技術講習会開催（別掲の通り）
- 〃 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催
- 〃 廿八日 包装紙並に事務器械展示会開催（別掲の通り）
- 〃 栃木県信用組合協会貯蓄標語ポスター審査会に、藤生専務理事出席
- 〃 宇都宮雨情会設立準備会に、荒牧商業部会長および藤生専務理事出席
- 〃 廿九日 秋まつり協賛商店照明コンクール準備会に、当所中小企業相談所より藤生所長、小川次長および新部経営改善普及員出席
- 〃 卅一日 総務部長野沢潤清氏、本日を以て停年退職

お知らせ

互助会の年末融資

取扱要領決まる

宇都宮市中小企業互助会（当会議所内）が取扱う本年度の年末融資要領が、次のように決まりました。
ご希望の方はお早目に申込まれるようお願い致します。

- 一、金額 一人 三〇万円以内
但し栃木県信用保証協会の保証残額を含む
- 一、申込期間 十一月一日〜十二月二十日
- 一、弁済期 昭和三十六年三月末日まで
- 一、保証料 日歩 二厘
- 一、その他 保証人を附すること、融資機関は市内の各金融機関であることなどは平常扱の通り。

国民金融公庫の年末資金

お申込は お早く

今年の国民金融公庫年末資金は、次の取扱となる由については、右資金ご希望の向はなるべくお早くお申込になることをお勧め致します。

十一月の申込受付分……貸出は大体十二月中になる予定
十二月一日以後の申込分……年内に貸出が出来ない場合がある。

税のしるべ

十一月

個人所得税の予定申告と

個人事業税の納付

予定納税額の納付（第二期）

十二月

最後の給与を支払う前日まで

年末調整による源泉徴収所得税の

過納税額還付請求書または

不足税額徴収繰延承認申請書

保険料控除申告書（生命保険等）

簿記会計懸賞論文の募集

- 一、論文の範囲 広く簿記会計に関するもの
- 一、テーマ 自由
- 一、原稿 四〇〇字詰原稿用紙二五枚以内
但し二枚以内の論文概要を添付のこと
- 一、応募資格 制限なし
- 一、募集締切 十一月三十日
- 一、原稿送り先 東京都千代田区大手町一〜二
日本商工会議所
- 一、賞品 一等一名 賞金 三万円と賞状
二等一名 賞金 二万円と賞状
三等一名 賞金 一万円と賞状
佳作 五名 記念品

宇商高の渡辺周司君

珠算使節として訪台する

今回中華民国台湾省商會連合会よりの招聘により日本商工会議所は日華兩國の文化交流と友好親善のため「日本商工会議所珠算使節団」を台湾省へ派遣することになった。
宇商高三年生の渡辺周司君は使節団員一〇名の内選手三名の一人として選ばれ、十一月二十三日羽田空港発で訪台

